

29 外交的保護条文案(第一読)

採 択 二〇〇四年国連国際法委員会第五六会期

第一部 一般規定

第一条(定義及び範囲) 外交的保護とは、国が、他の国の国際違法行為から生じた自国民の損害に関して、その者の申立を当該国自らの権利において取り上げ、外交的行動その他の平和的解決の手段に訴えることをいう。

第二条(外交的保護を行使する権利) 国は、本条文に従つて外交的保護を行使する権利を有する。

第二部 国籍

第一章 一般原則

第三条(国籍国による保護) 1 外交的保護を行使する権限を有するのは、国籍国である。

2 前項にかかわらず、外交的保護は、第八条に従つて、自国民ではない者に関して行使することができる。

第二章 自然人

第四条(自然人の国籍国) 自然人の外交的保護については、国籍国とは、保護されることを求めている個人が、出生、血統、国家承継、帰化その他の国際法と抵触しないいずれかの方法で、その国籍を取得している国をいう。

第五条(国籍の継統) 1 国は、損害の時点でその国民であり、かつ、請求の公式提出の日においてその国民である者について、外交的保護を行使する権限を有する。

2 前項にかかわらず、国は、請求の公式提出の日

おいてその国民であるが、損害の時点でその国民ではなかった者について外交的保護を行使することができる。ただし、その場合には、当該個人が、前の国籍を喪失し、かつ、請求の提起とは無関係な理由により国際法と抵触しない方法で当該国の国籍を取得していることを条件とする。

3 外交的保護は、個人が前の国籍国の国民であり現在の国籍国の国民でなかった時点で被った損害については、当該前の国籍国に対して現在の国籍国により行使されてはならない。

第六条(重国籍と第三国に対する請求) 1 重国籍者の国民ではない国に対して外交的保護を行使することができ。

2 二又はそれ以上の国籍国は、重国籍者について共同で外交的保護を行使することができる。

第七条(重国籍と国籍国に対する請求) 国籍国は、重国籍者について、自らの国籍が損害の時点及び請求の公式提出の日いずれにおいても優越的なものでない限り、その他の国籍国に対して外交的保護を行使することができる。

第八条(無国籍者及び難民) 1 国は、損害の時点及び請求の公式提出の日いずれにおいても自国に合法的に居住しており、かつ、常居所を有する無国籍者について外交的保護を行使することができる。

2 国は、自らが難民と認定している者について、その者が損害の時点及び請求の公式提出の日いずれにおいても自国に合法的に居住しており、かつ、常居所を有している場合には、外交的保護を行使することができる。

3 前項の規定は、難民の国籍国の国際違法行為により生じた損害に関しては適用しない。

第三章 法人

第九条(会社の国籍) 会社の外交的保護については、

国籍国とは、当該会社がその国の法に基づき設立され、かつ、当該会社がその国の領域に登録上の事務所若しくはその経営の本拠を有するか又は同様の結果を有する国をいう。

第一〇条(会社の国籍の継続) 1 国は、損害の時点でその国民であり、かつ、請求の公式提起の日においてその国民である会社について、外交的保護を行使する権限を有する。

2 前項の規定にかかわらず、国は、損害の時点で自国民であり、かつ、当該損害の結果として、自国法に従って存在しなくなった会社について、外交的保護を行使する権限を引き続き有する。

第一一条(株主の保護) 会社の株主の国籍国は、当該会社の損害の事件において、株主のために外交的保護を行使する権限を有しない。ただし、次の場合はこの限りではない。

(a) 当該損害と無関係な理由により、会社が設立国の法に従って存在しなくなった場合、又は

(b) 当該損害の時点で、生じた損害に責任を有すると主張される国の国籍を会社が有しているが、当該国の法に従った設立がそこで営業するため前提条件として当該国により要求されていた場合。

第一二条(株主に対する直接損害) 国の国際違法行為が会社自身の権利と区別される株主の権利それ自体に直接損害を生ずる限度において、かかる株主の国籍国は、自国民について外交的保護を行使する権限を有する。

第一三条(その他の法人) 会社に関して第九条及び第一〇条に定める原則は、適当な場合、他の法人の外交的保護にも適用する。

第三部 国内救済手段

第一四条(国内救済手段の完了) 1 国は、自国民又は第八条にいう者の損害に関して、当該被害者が第一六条の規定を条件として、すべての国内救済手段

を尽くしたものでなければ、国際請求を提出することができない。

2 「国内救済手段」とは、損害に責任を有すると主張される国の、通常のものであるか特別のものであるかを問わず、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法機関若しくは行政機関において、被害者に開かれている法的救済手段をいう。

第一五条(語請求の範疇) 国際請求又は請求に関連する宣言判決の要請が、自国民又は第八条にいう者の損害を優越的な基礎としてなされる場合は、国内救済手段が尽くされなければならない。

第一六条(国内救済原則の例外) 国内救済手段は、次の場合には尽くす必要がない。

(a) 当該国内救済手段が実効的救正の合理的可能性を示すものではない場合、

(b) 救済過程における不当な遅延があり、責任があると主張される国に当該遅延が帰属する場合、

(c) 被害者と責任があると主張される国との間に関連性ある結びつきがないか、若しくは事件の状況により国内救済手段の完了が不合理となる場合、

(d) 責任があると主張される国が国内救済手段の完了の要件の援用を放棄した場合。

第四部 雑則

第一七条(外交的保護以外の行動又は手続) 本条文は、国際違法行為の結果として被った損害の救正を確保するために、外交的保護以外の行動又は手続に国際法に基づいて訴える国、自然人その他の実体の権利を害するものではない。

第一八条(特別の条約規定) 本条文は、特別の条約規定と両立しない場合(会社又は会社の株主と国との間の紛争の解決に関する規定を含む)には、両立しない限度において適用されない。

第一九条(船員) 船員のために外交的保護を行使する当該船員の国籍国の権利は、国際違法行為の結果と

して当該船舶に損害が生じる過程で、当該船員が損害を受けた場合、国籍に関わりなく、かかる船員のために救正を求める当該船舶の国籍国の権利により影響を受けない。